

確定申告が必要な人とは

確定申告をする必要がない方

給与の収入金額が2,000万円以下で、かつ、給与を1か所から受けていて、その給与の全部について源泉徴収される人で給与所得および退職所得以外の所得金額が20万円以下である人等、一定の場合には確定申告をしなくてもよいことになっています。

また、国内において公的年金等の支払を受けている人については、次のいずれにも該当する場合、確定申告をする必要はありません。

- (1) その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下である。
- (2) その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となっている。
- (3) その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である。

給与所得者で確定申告が必要な方

給与所得者であっても次のいずれかに当てはまる人(確定申告をすれば税金が還付される人は除きます。)は、**確定申告**をしなければなりません。

- (1) 給与の年間収入金額が2,000万円を超える人
- (2) 1か所から給与の支払を受けている人で、**給与所得**および**退職所得**以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人
- (3) 2か所以上から給与の支払を受けている人のうち、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と**給与所得**および**退職所得**以外の所得金額との合計額が20万円を超える人
(注)給与の収入金額の合計額から、**雑損控除**、**医療費控除**、**寄附金控除**、**基礎控除**以外の各所得控除の合計額を差し引いた金額が150万円以下で、かつ、**給与所得**および**退職所得**以外の所得金額が20万円以下の人は、申告の必要はありません。
- (4) 同族会社の役員などで、その同族会社から貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている人
- (5) **災害減免法により源泉徴収の猶予**などを受けている人
- (6) 源泉徴収義務のない者から給与等の支払を受けている人

- (7) **退職所得**について正規の方法で税額を計算した場合に、その税額が源泉徴収された金額よりも多くなる人

給与所得者がネットオークション等により副収入を得た場合

年末調整が済んでいる給与所得者であっても、その給与所得以外に副収入等によって20万円を超える所得を得ている場合には、確定申告が必要となります。

【雑所得に該当するもの】

給与所得者の副収入としては、様々なものが考えられますが、例えば次のような所得については、一般的には、それぞれ雑所得に該当します。

- ① インターネットのオークションサイトやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得

【具体例】

- ・衣類・雑貨・家電などの資産の売却による所得
(注)生活の用に供している資産(古着や家財など)の売却による所得は非課税(この所得については確定申告が不要)で、損失は生じてないものとみなされます。
- ・自家用車などの資産の貸付けによる所得
- ・ベビーシッターや家庭教師などの人的役務の提供による所得
- ② ビットコインをはじめとする暗号資産の売却等による所得
- ③ 民泊による所得

出典:国税庁 HP

確定申告無料相談会のご案内

【不動産等の譲渡・贈与のご相談】

1月17日(水)、24日(水)、2月7日(水)、14日(水)、20日(火)

【上記以外の一般的な所得税のご相談】

1月18日(木)、25日(木)、2月2日(金)、8日(木)、15日(木)

【場所】ベイヒルズ税理士法人 【時間】10時~17時

【費用】無料(1時間以内)

※ご予約は、0120-676-372 までお電話ください。

【受講者募集のご案内】BOAF 2024 SEMINAR & WORK「SDGs 経営導入コース」

～ SDGs の取組みを通して持続する成長企業を目指す ～

日程: 2/9(金)、2/20(火)、3/7(木)、3/26(火) ※計4回

対象者: 経営者、後継者、経営幹部

受講料: 1社2万円(全4回通し) ※3名様まで

受講方法: オンライン(Zoom) ※第3回目のみオンライン・会場ハイブリッド開催

お申込み: URL または QR コードからお申込みください

<https://ws.formzu.net/dist/S57285930/>

お問合せ: (一社)SDGs・ESG 経営コンソーシアム 事務局 ベイヒルズ税理士法人 担当:海老原 TEL 045-450-6701

詳細: https://www.bayhills.co.jp/boaf_seminar_work_2024/

QRコード

